

令和3年度四街道市立小学校及び中学校の校庭、
体育館開放運営委員会

と き 令和4年1月18日（火）14時から
と ころ 四街道市役所第二庁舎第2会議室

1. 開 会
2. 教育長あいさつ
3. 委員紹介
4. 議長選出
5. 議 題
 - (1) 令和3年度の利用状況について
 - (2) 令和4年度の利用について
6. そ の 他
7. 閉 会

令和3年度学校別スポーツ種目数一覧

令和4年1月7日現在

	種目名	四街道中学区			千代田中学区			旭中学区				西中学区			北中学区			小計	合計	
		四和小	和良比	四中	八木原	南小	千代田	みそら	旭小	山梨小	吉岡小	旭中	四小	大日小	西中	栗山小	中央小			北中
中高生・成人のみ 体育館	バスケットボール		1	2	1	1	2		2	1	1	6		1	4		2	2	26	212
	バレーボール	1	1	1	5	4	3		3	2	2	3	4	0	2	3	1	3	38	
	ソフトバレーボール		3	3	3	3	1	1	2	1	1	1	1	3	4	4	4	1	36	
	バウンドテニス		1	1		1	2				2		1		1				9	
	ショートテニス		1																1	
	バドミントン	1	1	1		1		1						2	1	1	1		10	
	フットサル	/																	0	
	卓球										1								1	
	インディアカ																	2	2	
	太鼓															1			1	
	踊り(よさこい)															1		1	2	
	ニュースポーツ																1		1	
	ミニバス・バスケット	1	3	2	3	1	2		4	1	2	1	4	2		3	3	1	33	
	バレーボール					1		3	1	1			4						10	
	ソフトバレーボール							1											1	
	バドミントン						1	1		1				1		1			5	
	太鼓				2														2	
	踊り(よさこい)		1			1													2	
	ローラースケート																		0	
	バトントワリング					1					1								2	
	合唱	1																	1	
	ハンドボール		1					2									1		4	
	フットサル	/																	5	
	体操(新体操・健康体操)									1			1	1					3	
	剣道								1										1	
	空手(合気道含む)		1	1	1	1		1	2		2		1	1	1	1		1	14	
	卓球																	1	1	
	バウンドテニス										1								1	
合計	4	14	11	15	15	11	14	15	9	13	11	16	11	13	15	14	11	212		
中高生・成人のみ 校庭	グラウンドゴルフ	1			2					2		2						7		
	野球																	0		
	ソフトボール							1	1			2	2		1			7		
	サッカー																	0		
	サッカー	1	1		2	1		2		4		1						12		
	少年野球					3		2	2						2			9		
	ソフトボール		1							1		3				2		7		
合計	2	2	0	4	4	0	5	3	3	4	0	8	2	0	3	2	0	42		
合計	6	16	11	19	19	11	19	18	12	17	11	24	13	13	18	16	11	254		

令和3年度学校別スポーツ種目数一覧

	四中学区			千代田中学区			旭中学区				西中学区			北中学区			小計	
	四和小	和良比	四中	八木原	南小	千代田	みそら	旭小	山梨小	吉岡小	旭中	四小	大日小	西中	栗山小	中央小		北中
体育館	4	14	11	15	15	11	14	15	9	13	11	16	11	13	15	14	11	212
校庭	2	2	/	4	4	/	5	3	3	4	/	8	2	/	3	2	/	42
合計	6	16	11	19	19	11	19	18	12	17	11	24	13	13	18	16	11	254

令和3年度 体育館開放時間数および利用者数実績

(4月～10月利用集計分)

	学校名	年度	開放時間(時間)	開放日数(日)	利用者数(人)	利用団体数
1	四街道小	R3	867:50	147	5,680	323
		R1	1083:00	181	6,815	432
2	旭小	R3	471:15	98	3,229	196
		R1	690:10	142	4,345	274
3	南小	R3	366:35	121	2,016	177
		R1	517:51	137	2,685	243
4	中央小	R3	577:00	124	2,507	214
		R1	826:25	169	4,852	311
5	大日小	R3	939:25	150	5,970	344
		R1	1158:00	187	6,957	444
6	八木原小	R3	490:40	126	3,665	215
		R1	744:10	171	5,278	322
7	四和小	R3	299:00	65	1,468	109
		R1	286:30	62	1,161	100
8	山梨小	R3	479:30	130	2,088	191
		R1	469:20	133	2,540	218
9	みそら小	R3	671:54	138	3,518	246
		R1	736:30	172	5,017	296
10	栗山小	R3	410:35	116	2,239	173
		R1	436:55	131	2,574	188
11	和良比小	R3	738:35	138	4,713	325
		R1	925:45	183	5,967	419
12	吉岡小	R3	416:05	111	2,592	200
		R1	475:35	134	3,811	213
13	四街道中	R3	287:10	105	1,692	145
		R1	547:00	168	3,155	274
14	千代田中	R3	305:15	114	1,640	153
		R1	464:00	160	3,091	232
15	旭中	R3	329:30	110	1,761	165
		R1	271:45	96	1,649	136
16	四街道西中	R3	374:45	117	2,053	188
		R1	566:00	172	3,671	284
17	四街道北中	R3	325:20	110	2,008	165
		R1	472:30	148	2,435	237
	合計	R3	8350:24	2,020	48,839	3,529
		R1	10671:26	2,546	66,003	4,623
	一校あたりの平均	R3	491:12	119	2,873	208
		R1	627:43	150	3,882.5	271.9

令和3年度 校庭開放時間数および利用者数実績

(4月～10月利用集計分)

	学 校 名	年 度	開放時間(時間)	開放日数(日)	利用者数(人)	利用団体数
1	四 街 道 小	R 3	291:30	42	1,348	83
		R 1	276:50	41	1,431	77
2	旭 小	R 3	188:25	34	1,325	54
		R 1	149:00	25	1,173	58
3	南 小	R 3	201:40	37	1,410	58
		R 1	348:55	57	1,831	91
4	中 央 小	R 3	271:10	50	863	50
		R 1	158:30	28	782	41
5	大 日 小	R 3	0:00	0	0	0
		R 1	0:00	0	0	0
6	八 木 原 小	R 3	156:30	37	3,191	54
		R 1	168:05	44	2,594	61
7	四 和 小	R 3	93:00	29	874	32
		R 1	230:00	54	2,232	74
8	山 梨 小	R 3	55:00	24	292	24
		R 1	108:35	48	659	57
9	み そ ら 小	R 3	112:00	25	731	33
		R 1	206:30	35	2,141	90
10	栗 山 小	R 3	377:00	48	1,401	52
		R 1	374:00	47	1,308	47
11	和 良 比 小	R 3	219:00	34	1,164	46
		R 1	200:15	42	1,258	54
12	吉 岡 小	R 3	167:30	30	1,600	52
		R 1	176:15	29	3,022	55
	合 計	R 3	2132:45	390	14,199	538
		R 1	2396:55	450	18,431	705
	一校あたりの 平 均	R 3	177:43	32.5	1,183.3	44.8
		R 1	199:44	37.5	1,535.9	58.8

令和3年度体育館使用状況

令和4年1月7日現在

		四街道小	旭小	南小	中央小	大日小	八木原小	四和小	山梨小	みそら小	栗山小	和良比小	吉岡小	四街道中	千代田中	旭中	四街道西中	四街道北中	北中武道場
月	17:30~19:00	×	×	×	×	○	×	/	×	×	×	▲	×	/					
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×	/	×	×	×	×	×	×	×	×	△	×	○
火	17:30~19:00	×	×	×	×	○	▲	/	○	▲	▲	×	×	/					
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×	/	×	×	▲	×	×	△	×	×	×	×	○
水	17:30~19:00	×	○	×	×	○	×	/	○	×	×	▲	×	/					
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×	/	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
木	17:30~19:00	×	×	×	×	×	×	/	○	×	×	×	○	/					
	19:00~21:00	○	×	×	×	×	×	/	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
金	17:30~19:00	×	×	○	×	×	×	/	×	×	○	×	○	/					
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×	/	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
土	9:00~11:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×	×	/					
	11:00~13:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	▲	×	×	/					
	13:00~15:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	/					
	15:00~17:00	×	▲	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	/					
	17:00~19:00	×	▲	×	×	×	×	×	×	×	▲	×	×	/					
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×	/	×	▲	×	×	×	×	×	×	×	×	×
日	9:00~11:00	×	×	×	▲	×	×	▲	×	×	×	▲	×	/					
	11:00~13:00	×	×	×	▲	○	×	▲	×	×	×	▲	×	/					
	13:00~15:00	×	×	×	▲	○	×	×	×	▲	×	×	×	/					
	15:00~17:00	×	×	×	▲	×	×	×	○	▲	×	×	×	/					
	17:00~19:00	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	/					
	19:00~21:00	×	×	×	×	×	×	/	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×

○…空き ×…空きなし △…片面利用可 ▲…3コマ目以上の使用

▲…調整が必要なので、即座の案内は難しい /…使用不可

※四和小学校は以前に騒音に関する苦情があったことから、平日の開放は行っておらず、

土日も18時30分までの開放としている

令和3年度校庭使用状況

令和4年1月7日現在

		四街道小	旭小	南小	中央小	大日小	八木原小	四和小	山梨小	みそら小	栗山小	和良比小	吉岡小
土	9:00~11:00	×	×	×	▲	○	×	×	×	×	▲	×	×
	11:00~13:00	×	×	×	▲	○	×	×	×	×	×	×	×
	13:00~15:00	×	▲	×	▲	○	×	×	○	×	▲	×	×
	15:00~17:00	×	▲	×	▲	○	×	×	○	×	▲	×	×
日	9:00~11:00	×	×	×	▲	○	×	○	×	×	×	▲	×
	11:00~13:00	×	×	×	▲	○	×	○	×	×	×	▲	×
	13:00~15:00	×	×	▲	▲	○	×	×	×	×	×	○	×
	15:00~17:00	×	×	×	▲	○	×	×	○	×	×	○	×

○…空き ×…空きなし ▲…3コマ目以上の使用

／…使用不可 ▲…調整が必要なので、即座の案内は難しい

令和3年度小中学校体育施設開放事業についての反省等

学校名	管理指導員	年間を通しての意見	来年に向けての要望
四街道小	特になし	特になし	団体で使用する物品は、毎回持ち帰ってほしい
旭小		何度かタバコの吸い殻があった	特になし
南小		特になし	学校開放利用後の整備に関わる物品の購入（校庭ブラシ、モップ等）
中央小		ステージ下倉庫の電気の消し忘れが何度かあった	特になし
大目小		特になし	特になし
八木原小		<ul style="list-style-type: none"> ・大人の付き添いで来校する児童（活動しない児童）が、跳び箱やマットの上に乗ったり、ステージで遊んでいる。学校の備品を使って遊ぶことがないように指導してほしい。 ・トイレの使い方が良くない団体がある。団体の使用が中心のため、報告用紙に「トイレ掃除」をチェックする欄があるとよい。（消毒作業に加えて） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模改修工事のため、様々な制約が生じる可能性がある。今年度の説明会で利用団体にはその旨を説明しているが、次年度は更に大きな制約が生じることを理解してほしい。 ・工事により利用を制限する可能性があることを伝えてほしい。 ・駐車場の利用は、年間を通して制限があるため、利用を控えてほしい。
四和小		特になし	特になし
山梨小		<ul style="list-style-type: none"> ・体育館男子トイレの個室の鍵が内側から掛かっていることが数回あった。悪戯か老朽化かは不明。 	<ul style="list-style-type: none"> ・灯油ストーブについては、予算が無いのであれば使用を控えてほしい。 ・落とし物の扱いについて、今のところラインでお知らせをしているが、今後も体育館管理室に置いておくことになるのか。
みそら小		<ul style="list-style-type: none"> ・体育館に勝手にラインテープを貼っている。 ・アルコール飲料の缶をトイレに置き忘れる。 ・管理指導員へお願いした後も駐車場以外の場所（体育館前）への駐車が継続している。 ・校内での速い運転。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の約束事項等を厳守してほしい。 ・飲酒は控えてほしい。 ・管理指導員を通して依頼することを守ってほしい。
栗山小		特になし	特になし
和良比小		特になし	緊急事態宣言やまん延防止等等重点措置が発令された場合は、学校開放をできるだけ中止してほしい
吉岡小		ジュースの空き缶がゴミ箱に捨てられていたことが2回あった	使用団体には児童生徒の学習の場であることをしっかり理解したうえで、使用してほしい
四街道中		<ul style="list-style-type: none"> ・アイスの包装等が落ちていることがあった。 ・シューズやボール等の忘れ物を直接学校に取りに来る利用者がいる。職員が対応することで業務に支障をきたす。 	
千代田中		電気の消し忘れが12月に2回あった	<ul style="list-style-type: none"> ・第2体育館の床が雨漏りのため、剥がれ始めている。 ・バスケットボールコートが旧規格となっている。 ・床剥離が発生する前に対応をお願いしたい。
旭中		特になし	特になし
四街道西中		ごみの放置	引き続き清掃をしっかりとしてほしい
四街道北中		<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミを持ち帰らない団体があった。 ・鍵を未施錠の日があった（部活の可能性もあり） 	特になし

令和4年度 小中学校体育施設開放の手引き

1 学校開放とは

学校教育法第137条、社会教育法第44条及びスポーツ基本法第13条の規定に基づき、四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放に関する規則（以下「規則」という）を定め、四街道市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場確保のために、**学校教育に支障のない範囲**において、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション等の活動の場として開放するものです。

2 学校開放の種類

- ◎スポーツ開放 市立小学校の体育館・校庭及び、市立中学校の体育館・武道場（四街道北中学校）を開放します。
- ◎遊び場開放 土日祝日及び学校休業日の市立小学校の校庭を開放します。

3 学校開放の利用条件

- ◎スポーツ開放
 - ・利用できる団体は、**四街道市内に在住又は在勤もしくは在学している10人以上で構成された団体**です。また当該団体に責任者として成人者が含まれており、あらかじめ教育委員会に登録した団体です。
 - ・営利目的の団体は利用できません。
 - ・**スポーツ傷害保険及び賠償責任保険への加入を義務づけます。**
- ◎遊び場開放
 - ・学区内に在住する幼児及び児童が対象です。（原則、幼児については、保護者の付き添いが必要です）
 - ・事故の責任は保護者が負うものとします。

4 利用順位

学校行事（PTA関係等） > 教育委員会（市）行事 > 地域行事・自治会活動 > 一般開放
※**学校の教育活動が最優先**となりますので、急遽利用できなくなる場合もあります。

5 利用制限

- ◎工事に伴う制限
 - ・緊急の工事が行われる場合があります。工程が確定し次第、管理指導員を通じて団体責任者に連絡します。工事期間中は利用停止となります。
- ◎新型コロナウイルス感染症等拡大防止に伴う制限
 - ・感染症拡大防止のため利用中止もしくは利用制限がかかる場合があります。
- ◎その他の制限
 - ・**1団体が利用できる施設は1校です。**
 - ・1団体の利用時間は1コマ（2時間）を基本とし、原則として**1週間2コマ（4時間）までの利用とします。**
 - ・基本割振表作成後に空きがある場合のみ、追加で利用いただくことも可能ですが、新規で登録を希望する団体があった場合は、**3コマを超える利用時間については譲っていただきます。**
 - ※**3コマを超える利用については、新規登録団体が優先となります。**
 - ・**ゴミの放置等の報告が続く場合は、当該学校の開放を中止とする場合があります。**
 - ・中学校の利用は2団体ずつとなります。
 - ・**四和小学校は平日の開放を行っておらず、土日祝日等も18時30分までの開放となります。**
 - ・フットサルの利用は、みそら小学校のみです。

6 学校開放期間及び利用時間

◎開放期間 令和4年4月25日～令和5年3月31日(12月28日～1月4日を除く)

◎利用時間

学校	利用場所	平日	土・日・祝・学校休業日
小学校	体育館	17:30～21:00	9:00～21:00
	校庭	×	9:00～17:00
中学校	体育館(武道場)	19:00～21:00	19:00～21:00
	校庭	×	×

7 利用する際の注意事項

- ①施設は、現在の状態での利用をお願いします。
- ②利用に際しては、必ず成人の参加が条件です。(児童・生徒のみの活動はやめてください。)
- ③営利目的の活動は一切禁止です。(年度末に会計報告を依頼する場合があります。)
- ④**飲食喫煙は禁止です。特に学校の敷地を含め、周辺での喫煙及びタバコの投げ捨ては厳禁です。**
- ⑤**活動後、必ず清掃及び消毒作業を行ってください。**
- ⑥利用後は、**新型コロナウイルス感染症対策チェックシート及び利用日誌(以下、チェックシート)**へ正しく記入してください。記入忘れや記入漏れが続く場合は、一時的に**利用停止**とさせていただきます場合があります。
- ⑦ごみ箱が設置されていても、**ごみは捨てず、必ず持ち帰ってください。**
- ※特に令和3年度の利用については、お菓子のごみや食べ残しの放置について、複数回にわたり指摘をいただいております。**
- ⑧管理指導員の指示には必ず従ってください。また、**各団体の責任者は、利用者全員へ規則や管理指導員からの連絡の周知を徹底**してください。
- ⑨利用を中止(計画を変更)する場合は、管理指導員Aに必ず連絡してください。
- ⑩利用時間を守り、定刻には体育館を退出してください。**(警備の開始時間を含め、体育館の最終退出時間は21時です。)**
施錠や電気の消し忘れにもご注意ください。
- ⑪**鍵の取り扱いには十分に注意してください。**同じ時間帯に利用する場合は、鍵の保管や返却方法、戸締まり等について相互に確認してください。
- ⑫利用許可施設以外への立ち入り及び学校の備品の使用は禁止です。
※むやみに体育倉庫に入ったり、学校備品に触れないでください。
- ⑬**用具は原則として持ち帰ってください。**(特に個人の荷物は自己管理をお願いします。)
- ⑭決められた場所以外(路上、校庭、校内の駐車禁止区域等)には駐車しないでください。
また、乗り合わせで台数を減らすとともに、騒音にも留意してください。
- ⑮**練習試合・大会等を行う場合は、保護者も含め、来場者全員の名簿を作成してください。**
- ⑯利用登録申請書に記載した時間以外の利用(祝日の利用等)を行う場合は、事前に行事の有無等を学校に確認のうえ、**管理指導員Aに提出する利用予定表に必ず記載**をお願いします。

8 利用者の責任 **※事故等の発生時には、学校及びスポーツ青少年課へ必ず連絡してください。**

- ◎**弁償責任** 利用者は、規則第11条により施設、設備を棄損若しくは亡失したときは弁償の責任を負います。速やかに修繕を行ってください。
- ◎**賠償責任** 利用者は利用中に発生した他人への傷害、車両等への損傷についても賠償の責任を負います。関係者への連絡、救急車の手配等、迅速に対応してください。

9 学校体育施設開放の運営組織

- (1) 管理指導員 各学校体育施設に以下の管理指導員を置きます。(規則第5条)
- ①管理指導員A (体育館・校庭の責任者)
 - ・原則として、利用団体責任者の中から市内在住者を1名ずつ選出し、教育委員会が委嘱します。
 - ・利用団体への指導、助言、日程調整及び学校、管理指導員C、スポーツ青少年課との連絡調整を行います。
 - ・毎月25日までに学校、管理指導員C、スポーツ青少年課に利用計画表(様式3-A、B)及び利用日誌を提出します。
 - ・利用予定の追加・変更等についても上記関係者と連絡調整を行います。
 - ②管理指導員B (施設の管理)
 - ・当該校教員の中から1名を選出いただき、教育委員会が委嘱します。
 - ・施設の管理及び利用団体への指導、助言を行います。
 - ③管理指導員C (鍵の管理)
 - ・原則として学区住民の中から1名を選出し、教育委員会が委嘱します。
 - ・体育館の鍵の管理と利用団体への指導、助言を行います。
- ※都合により管理指導員を辞する場合は、後任の人選等の事務手続きが生じますので、早急にスポーツ青少年課へ連絡をお願いします。
- (2) 教育委員会スポーツ青少年課
- ・利用団体への指導、助言を行います。
 - ・規則第10条に基づき、利用の中止を命じることがあります。(規則違反等により)
 - ・管理指導員及び学校との連絡調整を行います。

10 学校開放の利用手順

- (1) 登録・許可 利用登録申請書(様式1)を2月18日(金)までに、スポーツ青少年課に提出。教育委員会は提出された申請書を審査し、団体責任者に利用許可証を発行します。(学校別説明会で配付)
- ※非常事態で学校開放を中止する場合等、急遽団体責任者に連絡をする場合があります。団体責任者は日中でも連絡がとれる方としてください。**
- ※許可証をコピーして使用することはできません。**
- (2) 予定表の提出 団体責任者は、前月の20日までに管理指導員Aに利用予定表(様式2)を提出します。
- (3) 計画表の提出 管理指導員Aは、前月の25日までに校庭と体育館の利用予定を利用計画表(様式3)にまとめ、学校と管理指導員Cとスポーツ青少年課に提出します。
- (4) 利用当日
- ①団体責任者は、許可証を提示または交換し、管理指導員Cから鍵を借用。利用している間は責任をもって管理してください。
 - ②団体責任者は、チェックシートの各項目を確認・記入し、参加者名簿を作成してください。参加者名簿には保護者や見学者も記入し、1ヶ月程度保管してください。(提出をお願いする場合があります)
 - ③利用後は、チェックシートの「利用後」欄の項目を確認し、**利用時間内に清掃・消毒作業を完了させ、チェックシートに記入後、消灯・戸締まりをして鍵を返却してください。**

※中学校の利用に際しては、**警備システムの解除が必要**となります。必ず警備システムの解除方法について確認をお願いします。また、2団体での同時利用となる場合がありますが、団体間で調整し、警備の解除・作動に遺漏のないよう努めてください。

1 1 その他

- ①年度途中で登録を取り消す場合は、スポーツ青少年課に許可証を返却するとともに、管理指導員 A に連絡してください。
- ②学区内の子どもが校庭に遊びに来る場合があります。安全面に配慮するとともに、譲り合って利用してください。
- ③子どもを連れてくる場合は、目を離さないようにしてください。学校備品の汚損や破損が生じた場合、団体の責任において対応していただきます。
- ④鍵が壊れるなど戸締まりができない場合は、各管理指導員へ連絡してください。中学校を利用している場合は、警備会社にも連絡してください。
- ⑤感染症等の発生により利用停止とする場合があります。団体責任者は、利用者の健康状態について把握をお願いします。特に児童生徒が所属する団体は、感染症拡大防止の観点から自主的に活動を休止するなどの対応をしてください。
- ⑥気象庁より自然災害に係る各種警報等が発令されている場合や避難所が開設されている場合、学校開放は中止とします。
利用直前に中止が決定することもありますので、責任者は必ず連絡がとれるようにしてください。
- ⑦命に関わると判断される緊急事態等が発生した場合は、消防への通報と併せて必要に応じて A E D を使用してください。設置場所が施錠されている場合は、ガラス等を割って使用してください。
- ⑧健康・安全管理の視点から、心肺蘇生法や A E D の使用法、止血法などの応急手当に関する正しい知識と技術を学ぶことができる救命講習の受講を推奨します。
- ⑨火災報知器を誤って作動させてしまった場合は、すぐに警備会社に連絡してください。
なお、令和 4 年度の警備会社は A L S O K 東日本ガードセンター(電話番号 0120-86-2413)です。

1 2 問い合わせ先

四街道市教育委員会スポーツ青少年課

TEL : 0 4 3 (4 2 4) 8 9 2 6 メール : ysports@city.yotsukaido.chiba.jp

〈救命講習について〉

四街道市消防本部では、定期的に救命講習を開催しています。

救命講習では、心肺蘇生法や A E D の使用法、止血法などの応急手当に関する正しい知識と技術を学ぶことができます。中学生以上を受講対象とした普通救命講習や上級救命講習のほか、小学 4 年生以上を受講対象とした救命入門コースもあります。

また、救命講習には消防本部が定期的に開催する「定期講習」と市民の要望により開催する「出向講習」があります。

詳細は四街道市ホームページをご覧ください。

(トップページ>市政情報>消防本部>講習会等>応急手当普及講習)

※団体責任者は、日中でも連絡がとれる方としてください。

令和 年 月 日

団体名		学校名 利用施設		四街道市立 校庭 ・ 体育館 ・ 学校 武道場	
責任者	ふりがな	年齢	活動種目		
	氏名		活動の対象 (該当箇所には○)	児童 ・ 中高生 ・ 成人 ・ 高齢者 (概ね60歳以上)	
	住所		利用曜日 利用時間	曜日	:
	携帯電話 (電話)	日中でも連絡がとれる番号 を記入してください。		加入は登録の条件 となります。	
入会希望への対応 どちらかに✓		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保険加入 (必須)	①傷害保険 <input checked="" type="checkbox"/> ②賠償責任保険 <input checked="" type="checkbox"/>
入会金	円	月会費	円	指導者報酬	月 円

活動者名簿

	氏名	住所 (自宅住所と勤務先または学校名)	電話 (携帯電話推奨)	年齢
1	責任者	在住・在勤・在学 在住は住所を記入		
2	副責任者	在住・在勤・在学		
3		在住・在勤・在学 在勤は自宅住所と勤務先を記入		
4		在住・在勤・在学		
5		在住・在勤・在学 在学は自宅住所・学校名を記入		
6		在住・在勤・在学		
7		在住・在勤・在学		
8		在住・在勤・在学		
9		在住・在勤・在学		
10		在住・在勤・在学		
11		在住・在勤・在学		
12		在住・在勤・在学		
13		在住・在勤・在学		
14		在住・在勤・在学		
15		在住・在勤・在学		
16		在住・在勤・在学		
17		在住・在勤・在学		
18		在住・在勤・在学		
19		在住・在勤・在学		
20		在住・在勤・在学		

※20名を超える場合は、裏面に記入

団体名 _____

利用日時 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

代表者名(記入者) _____

活動時間 _____ : _____ ~ _____ : _____

利用目的(競技名) _____

利用場所 _____ 学校(体育館・校庭・武道場)

参加人数 _____

**※決められた場所に駐車されているか、
利用前に必ず確認してください。
敷地内の車両走行は十分減速すること**

消毒時間 _____ : _____ ~ _____ : _____

利用後、利用時間内に必ず消毒作業を行うこと
※作業用具(アルコール消毒液等)は、各団体で持参すること(床にアルコールを使用しないこと)
使用した備品(スポーツ器具、清掃・整備用具等)触れた設備(扉、窓、蛇口、トイレ等)
 ゴミは必ず自身で持ち帰ること(ゴミ箱があっても捨てない)

にチェックしてください

● **利用前**

利用当日の体温が平熱を超える発熱でない

2週間以内の健康状態の確認

- ①咳、喉の痛み、鼻水、倦怠感等風邪の症状がない ②嗅覚や味覚に異常がない
- ③感染症陽性者との濃厚接触がない ④同居家族や身近な知人等に感染が疑われる人がいない

活動中に痰や唾を吐かないこと

マスクを持参・着用すること(活動中・休憩中に大きな声で会話・応援等をしない。指導時等含む)

咳エチケット、フィジカルディスタンス(他の利用者との距離)に気をつけること

こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うこと。また、タオルの共有はしないこと

換気を行うため、施設の扉・窓を可能な範囲で開放すること

● **利用後** (右上の□で囲っている欄にも記入すること)

清掃及び消灯(体育館、トイレ、更衣室等)

戸締り(換気後の1・2階の窓・用具倉庫・門扉の開閉等)

駐車場に吸殻、ごみはないか・施設備品の破損はないか

グラウンド整備(校庭利用団体)

● **留意事項**

1. 団体の責任者は、利用日ごとに利用者全員の氏名・連絡先を把握し、1か月程度保管すること(保護者・同伴者・見学者等を含む)
2. 接触機会を減らすため、ミーティング等を行わず、速やかに解散すること
3. 利用者の中に感染者が出た場合、必ずスポーツ青少年課に連絡し、市の感染対策の調査や措置に協力すること
4. 本紙の記載に不備があり、改善が見られなかった場合は、**一時的に利用停止処分**とする

● **特記事項** (破損等トラブルについては、必ず学校とスポーツ青少年課に連絡してください)

管理指導員等検印欄

管理指導員 A	
管理指導員 B(教頭先生)	
市 教 委	

学校体育施設開放利用団体 基本割振表 (小学校)

小学校				体育館	
曜	時 間	団 体 名	活 動 種 目	成人or児童	希望◎ 2コマまで
月	17:30 ~ 19:00	〇〇クラブ			◎
	19:00 ~ 21:00	〇〇クラブ			◎
	: ~ :				
火	17:30 ~ 19:00	〇〇クラブ			
	19:00 ~ 21:00				
水	: ~ :				
	: ~ :				
木	17:30 ~ 19:00	チーム四街道			◎
	19:00 ~ 21:00	チーム四街道			◎
	: ~ :				
土	9:00 ~ 11:00				
	11:00 ~ 13:00				
	13:00 ~ 15:00				
	15:00 ~ 17:00				
	17:00 ~ 19:00				
	19:00 ~ 21:00				
日	9:00 ~ 11:00				
	11:00 ~ 13:00				
	13:00 ~ 15:00				
	15:00 ~ 17:00				
	17:00 ~ 19:00				
	19:00 ~ 21:00				

利用を希望する 2コマ (4時間) を選択し、◎を記入してください。
他の利用団体がない場合に限り、2コマを超える利用についても
 可能です。
 2コマを超える利用については、新規団体が利用を希望する場合、
 譲っていただきますので、「◎」はつけないでください。

説明会当日の提出にご協力ください。
 提出の締め切りは2/18 (金)となります。

管理指導員	
氏 名	
住 所	
電話 (携帯電話推奨)	
M a i l	
F A X	

○四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、四街道市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場確保のために学校の施設を学校教育に支障のない範囲内において、幼児、児童、生徒その他一般市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）に関して必要な定めをすることを目的とする。

(管理及び責任)

第2条 学校開放に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

2 この規則の実施に関して、学校開放を行う学校（以下「開放校」という。）の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(開放校の指定)

第3条 第1条の目的を達成するために、教育委員会は毎年度開放校を指定する。

第4条 削除

(昭57教委規則6)

(管理指導員)

第5条 開放校に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、運営委員会の推薦に基づき教育委員会が委嘱する。

3 管理指導員は、開放時の施設や用具の管理を行うとともに、利用者の危険防止に当たる。

(平4教委規則6・平11教委規則5・一部改正)

(開放の種類)

第6条 学校開放は、次の2種とする。

(1) スポーツ開放 団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小中学校の校庭及び体育館（武道場を含む。以下同じ。）を開放する。ただし、小学校の校庭は、学区内児童を優先する。

(2) 遊び場開放 幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、小学校の校庭を開放する。

(平4教委規則6・平11教委規則5・一部改正)

(開放の日時)

第7条 開放の日時は、原則として次の通りとする。

(1) 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び四街道市立小学校及び中学校管理規則（昭和51年教育委員会規則第1号）第19条に規定する休業日

校庭 午前9時から午後5時まで

体育館 午前9時から午後9時まで

(2) 月曜日から金曜日まで

体育館 午後5時30分から午後9時まで

- 2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、開放校において特別の事情がある場合は、開放の日時を別に定めることができる。

(昭58教委規則6・昭59教委規則4・平4教委規則6・平7教委規則3・平11教委規則5・平14教委規則5・一部改正)

(利用の許可)

第8条 スポーツ開放は、市内に在住又は在勤若しくは在学するものが構成する体育団体等で教育委員会に登録し、かつ、当該団体に責任者としての成人者が含まれる場合に限り許可するものとする。

- 2 遊び場開放は、開放学区内に在住する幼児及び児童に限る。この場合、幼児については保護者の付添いがあることを条件とする。

- 3 スポーツ開放を希望する者は、原則として当該の前月25日までに所定の申し込書によつて教育委員会に申し込み、あらかじめその許可を得なければならない。

- 4 小学校の校庭の遊び場開放は、開放校の学区に在住する児童に限り許可するものとする。

(利用の条件)

第9条 開放校の利用は、第1条に規定する目的の範囲内に限るものとする。

- 2 開放校においては、営利行為その他スポーツの場としての利用に反することをしてはならない。

- 3 使用後は、施設等を利用者自身が清掃、整理し、翌日の学校教育に支障を来さないようにしなければならない。

- 4 開放校の利用に当たっては、利用者は、管理指導員の指示に従わなければならない。

(平4教委規則6・一部改正)

(利用の中止)

第10条 教育委員会は、この規則若しくはこれらに基づいて管理指導員がなす指示に従わない利用者に対して利用の中止を命ずることができる。

(利用者の弁償責任)

第11条 利用者は、開放校の施設、設備を故意又は重大な過失によつてき損若しくは亡失したときは、弁償の責を負うものとする。

(平4教委規則6・一部改正)

(実施細目)

第12条 この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、昭和50年9月1日から施行する。

四街道市立小学校及び中学校の校庭、体育館開放運営委員会委員名簿

任 期：令和2年6月1日から令和4年5月31日まで（2年間）

氏 名	選出区分	備 考
村井 克行	学校代表	旭小学校校長
飯田 和成	学校代表	南小学校校長
小川 大輔	学校代表	旭中学校校長
六田 喜彦	スポーツ推進委員	スポーツ推進委員 連絡協議会
田村 敬雄	青少年相談員	青少年相談員 連絡協議会
島田 勇	体育協会	体育協会常任理事
後藤 陽子	P T A代表	P T A連絡協議会会長